



環境省

「自然共生サイト」の概要

令和6年2月

環境省自然環境局
自然環境計画課



- 「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を保護地域内外問わず **「自然共生サイト」** に認定。
- 「自然共生サイト」に認定された区域のうち、**保護地域との重複を除いた区域**を **「OECM」** として登録。

自然共生サイト

民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域
(申請主体：企業、団体・個人、自治体)

申請

自然共生サイト
認定

審査 (認定主体：環境省)

「自然共生サイト」のうち、保護地域との重複を除外した区域

OECMとして国際データベースに登録

「自然共生サイト」の認定基準

1. 境界・名称に関する基準
2. ガバナンスに関する基準
3. 生物多様性の価値に関する基準
4. 活動による保全効果に関する基準



「生物多様性の価値に関する基準」の具体的内容

以下のいずれかの価値を有すること

- | | |
|----|---|
| 場 | (1) 公的機関等に 生物多様性保全上の重要性が既に認められている 場 |
| | (2) 原始的 な自然生態系が存する場 |
| | (3) 里地里山といった 二次的 な自然環境に特徴的な生態系が存する場 |
| | (4) 生態系サービス を提供する場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場 |
| | (5) 伝統工芸や伝統行事といった 地域の伝統文化 のために活用されている自然資源の場 |
| 種 | (6) 希少な動植物種 が生息生育している場又は生息生育している可能性が高い場 |
| | (7) 分布が限定 されている、 特異な環境 へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場 |
| 機能 | (8) 越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、 動物の生活史 にとって重要な場 |
| | (9) 既存の保護地域又は認定区域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、 緩衝機能や連結性 を高める機能を有する場 |